

豊中市緑と食品のリサイクルプラザ土壌改良材「豊肥（とよっぴー）」活用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、循環型社会の形成を推進するため「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ」で製造する土壌改良材「豊肥（とよっぴー）」の有効かつ効果的な活用方法などを定めることを目的とする。

(活用方法)

第2条 活用方法は、別表1の図に基づき次のとおりとする。

(1) 循環型社会形成推進活動の活用

- ① 食の循環活動（協力農家、豊中市農業経営者協議会研究部会など）
- ② 市施設での利用
- ③ 環境学習教材用
- ④ 花いっぱい運動
- ⑤ 啓発イベントなど

(2) 循環型社会形成推進活動以外の活用（個人使用など）

- 2 前項(1)の活用については無料配布（次条第2項の場合を除く。）とし、前項(2)の活用については有料頒布とし、頒布額については、別表2のとおりとする。

(配布・頒布量)

第3条 計画的に配布・頒布が行えるよう、前条第1項(1)の項目ごとに年間の配布・頒布を「緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会」（以下「推進連絡会」という。）で協議し、定めるものとする。この場合において、計画した配布・頒布について、特に変更の必要が生じたときは、推進連絡会でその都度協議し、定めることができる。

- 2 前項で計画した配布・頒布（同項後段で定められた場合を含む。）を超えて配布・頒布の希望がある場合は有料とする。その場合の頒布額は、別表2のとおりとする。

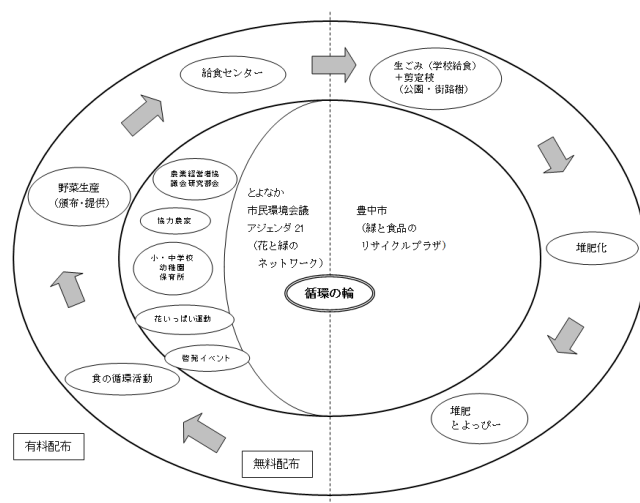
(その他)

第4条 本要綱で定めのない事項については、「推進連絡会」で協議のうえ、環境部長が定めるものとする。

- 附 則 この要綱は、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成 19 年（2007 年）5 月 1 日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成 21 年（2009 年）5 月 1 日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成 24 年（2012 年）4 月 2 日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和 元年（2019 年）10 月 1 日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和 5 年（2023 年）10 月 1 日から施行する。



別表 1



別表 2

頒布方法	容 量	頒布価格
定期頒布	1 袋 10 リットル (約 3kg)	200円
定期頒布	1 袋 35 リットル (約 10kg)	300円
出張頒布	1 袋 35 リットル (約 10kg)	400円

35 リットル頒布については可能な限りマイバック（購入者が堆肥袋を用意）活用とする。